

学校運営協議会（コミュニティースクール）

学校運営協議会とは、開かれた学校づくりの一環として校長の求めに応じて、教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域社会の連携の進め方など校長の行う学校運営に関して意見を述べ助言を行うものです。

学識経験者や保護者、地域の方々などを学校評議員として委嘱しています。

◆学校運営協議会の構成員◆

本校では、委員長1名、地域代表4名、PTA代表4名、学校代表4名の13名で構成しています。

◆どんな活動をするの？◆

本校では、毎年5月と7月と12月と3月に、学校運営協議会を開催します。

児童生徒の安全、生活指導、学校評価、地域間連携などについて協議します。

この会では、学校運営協議会の方々の多方面からの視点でご意見をいただき、今後の教育活動に役立てていきます。そして、学校・保護者・地域が連携して児童生徒の成長をサポートしていきます。



◆コミュニティ・スクールについて◆

これまでの学校運営の改善の取り組みをさらに一歩進めるものとして、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたものです。

保護者や地域のみなさんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことがこの制度のねらいです。また、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されます。

コミュニティ・スクールは学校運営等について関与する一定の権限が付与されており、校長はこの会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することになります。

一宮市では、中学校連区を基本にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置しています。